

若年受刑者ユニット型施設の矯正処遇

令和4年9月から運用開始

背景

【諮問第103号答申】

刑事施設において、**少年院の知見**・施設を活用して、**若年受刑者**（おおむね26歳未満の受刑者）の**特性に応じた処遇の充実**を図ること。

ユニット型処遇対象者

心身が発達段階にあって可塑性に富むなどの特性に特に配慮した処遇を実施する必要があると認められる、おおむね26歳未満の者から対象者を選定

- ① 少年審判で検察官送致となった事件により刑の執行を受ける**少年受刑者等**（特定少年を含む）
 - ② ①以外で**個別指導**、**小集団指導**による処遇が必要な**20歳以上おおむね26歳未満の受刑者**
- ➡ ①該当者を全国から編入
➡ ②自所執行の受刑者から選定

ユニット型処遇の基本的枠組

【基本モデル】

・少年院の矯正教育の手法や知見等を活用した処遇として、**職員と対象者との信頼関係**に基づく**対話ベース・モデルの処遇**を展開

【生活空間、集団構造】

・他の受刑者から**独立した居室区画**において生活させ、矯正処遇を含め**小集団のユニット単位での活動**を中心

【処遇方法】

・**個別担任制**を導入し、継続的な**個別面接**、**日記指導**等の**個別的な働き掛け**のほか、**小集団による指導**等を実施

【自主性・自律性の伸長、問題対処能力の向上、自身の犯した罪に真摯に向き合う姿勢の涵養等】

【川越少年刑務所】

- 男性受刑者**を収容
- 定員：30名×2ユニット
- 特徴：全受刑期間の導入期として若年受刑者ユニット型処遇を実施



【美祢社会復帰促進センター】

- 女性受刑者**を収容
- 定員：20名×2ユニット
- 特徴：官民協働による保安警備体制と地域の理解・支援に基づく処遇



カリキュラム案（例）

※改善指導、教科指導、職業訓練を重視したカリキュラムの設定

特性に応じた矯正処遇（例）

	午前		午後
月曜日	改善指導 (ホームルーム)	改善指導 (情操教育)	作業(職業訓練)
火曜日	教科指導	改善指導 (教養講座)	作業(職業訓練)
水曜日	教科指導	改善指導 (被害者講座)	作業(職業訓練)
木曜日	教科指導	改善指導 (対人関係講座)	作業(職業訓練)
金曜日	教科指導	改善指導 (行動適正化指導)	作業(職業訓練)

【改善指導】

- 被害者心情理解指導
- 行動適正化指導
- 対人関係円滑化指導
- 社会復帰支援指導
- その他
・ホームルーム、教養講座、情操教育、行事（成人式等）



【教科指導】

- タブレット学習等を導入
 - ・基礎学力向上
 - ・高卒認定試験受験指導

ユニット単位
(又は更なる小集団)
による活動・指導

【作業】

- 川越少年刑務所
 - ・農園芸作業
 - ・C A D技術科(職業訓練)
- 美祢社会復帰促進センター
 - ・レシピ(医療報酬明細書)のデータ入力作業
 - ・介護福祉科(職業訓練)



職員等との対話をベースにした矯正処遇の展開